

## 12-3：災害等における支援及び協力に関する協定（フジ地中情報株式会社）

加古川市上下水道局（以下「甲」という。）とフジ地中情報株式会社大阪支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害及び甲が所管する水道施設の事故等（以下「災害等」という。）により甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合、又はその恐れがある場合において、甲に対する支援及び協力（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、応援に關し、基本的な事項を定めるものとする。甲及び乙は、信義をもって誠実にこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

### （応援要請）

第2条 甲は、応援のため乙が所有する資機材、技術力及び人材（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに必要な資機材等を準備し、協力体制をとるものとする。

### （要請方法）

第3条 前条第1項に規定する要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとし、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要とする応援の内容、資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

### （応援内容）

第4条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戸別音聴調査、音聴調査、波形相関調査及び計量調査による漏水調査作業
- (2) 一週間連続可能な自記録圧力計で、設置台数は最高50台程度で同時設置による水圧測定
- (3) 超音波流量計による流量計測
- (4) 受水槽等への流入量を測定する流入量計測
- (5) 音波式探知器、鉄管探知器及び漏水探知器等による管路探知
- (6) その他要請のあったもので応援できるもの

### （応援の実施報告）

第5条 乙は第2条第1項に規定する要請に基づき、応援を行った場合は、文書により次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の内容及び場所
- (2) 応援に従事した期間
- (3) 応援に従事した人員数
- (4) 応援に要した資機材の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定により乙の応援に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、応援にあたり乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応援に従事した乙の従業員が、当該応援に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により補償し、その適用がない場合で法令等に定める要件に該当するときには、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から甲が実施する防災訓練等に協力し、連携強化に努めるものとする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、災害等の発生に備え、あらかじめこの協定に関する連絡を取り交わす担当者を決め、相互に通知するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了日の1月前までに協定の解除又は変更の意思表示がないときは、引き続き1年間この協定を継続するものとし、その後において期間を満了したときも同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定めることとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成29年10月6日

甲 加古川市野口町良野398番地の1  
加古川市上下水道局  
上下水道事業管理者 山本 英樹

乙 大阪市淀川区西中島3丁目9番12号  
フジ地中情報株式会社 大阪支店  
支店長 関野 雄一